

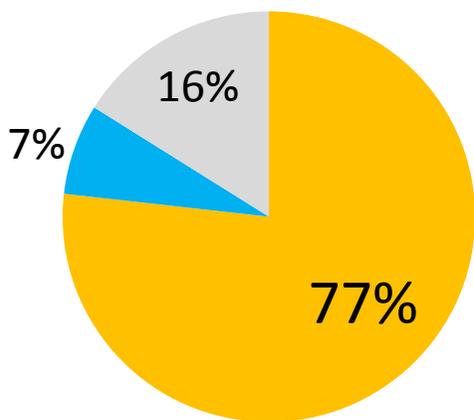
前回の検討会における 指摘事項に関して

- 横須賀市においては、生活保護世帯の中学卒業生が属する世帯の自立状況を調査しており、**中学卒業生の進路によって、世帯の自立状況が異なることが明らかになっている。**

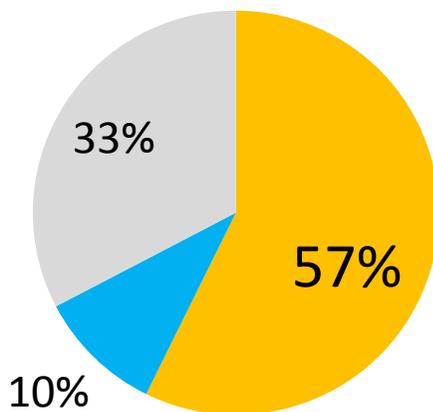
【調査の概要】

- ・ 平成21～23年度までの横須賀市の生活保護世帯の中学卒業生113名(累計)が属す世帯が、平成26年12月までに自立したか否かについて全数追跡調査を実施。
- ・ 113名の内訳:全日制高校入学者56人、定時通信制高校入学者40人、中学卒で修了等17人。
- ・ 「自立廃止」は「属する世帯」の状況であり、親の就労、子の高校卒業後の就労等により自立廃止が実現している(子の大学進学等による世帯分離により、子のみが生活保護を脱却したケースは含まない)。

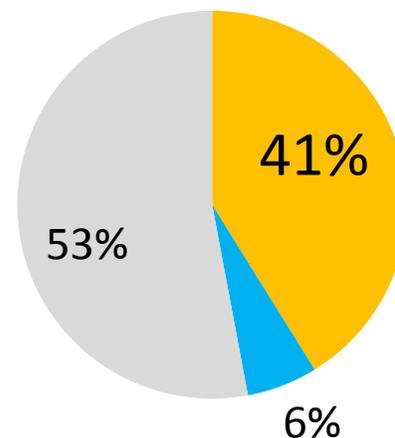
全日制高校入学者56人の世帯のその後



定時通信制高校入学者40人の世帯のその後



中学卒で修了等17人の世帯のその後



生活保護の就労支援との一体的実施について

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の就労支援については、以下の類似する各事業について、**同一の事業主体が実施している場合と、別の事業主体が実施している場合**があり、自治体にヒアリングしたところ、それぞれの実施形態でのメリットと留意を要する点がある。

※ 自立相談支援事業(必須事業)と被保護者就労支援事業(必須事業)について、同一の事業主体が実施している3自治体、別の事業主体が実施している3自治体にヒアリングしたもの。

同一の事業主体が実施している場合

メリット

- 従前から実施していた生活保護の就労支援と同様に生活困窮者の就労支援を行っており、そのノウハウを活用できる。(A市)
- 同一の事業主体が事業を担うことにより、日常的な情報共有がスムーズになり、例えば、生活保護⇄生活困窮者支援のつなぎをする場合も支援の継続性を保ちやすい。(A市、B市、C区)

留意を要する点

- 事業主体が同一の場合、支援対象者の特性の違いに配慮した支援メニューの構成が必要。(B市、C区)
(例: 生活保護受給者は最低限の生活は保障されているため支援に時間をかけることができるが、意欲喚起が難しい。一方、生活困窮者は早期の就労自立を希望するケースが多く支援に時間をかけにくい、等)

別の事業主体が実施している場合

メリット

- 生活困窮者と生活保護受給者で属性や支援方法、接し方が異なるため、その特性に応じた対応が可能。(D区、E市)

留意を要する点

- 事業主体が異なると、情報共有が難しく、支援の継続性を保ちにくい場合がある。(E市)
- 求人や就労体験事業所の開拓を別々に実施しており、かつ、開拓した求人先等の情報を互いに共有していないため、同じ求人等を二重に開拓してしまわないよう改善が必要。(E市、F市)

就労支援の実施形態 (事業の実施主体)	一体的に実施			別々に実施		
	A市	B市	C区	D区	E市	F市
生活困窮者自立支援制度	直営 (福祉事務所)	委託 【実施機関に生活保護・生活困窮共通の支援窓口を設置】	直営 (福祉事務所)	委託	委託	委託
生活保護制度	直営 (福祉事務所)	委託	直営 (福祉事務所)	直営 (福祉事務所)	直営 (福祉事務所)	直営 (福祉事務所)

※ 生活保護制度においては、ケースワークの中で就労支援も行うことから、特に委託により支援を実施する場合には、ケースワーカーとの連携など支援の一貫性を確保するという点で留意することが必要。

町村部の施行における都道府県と町村の連携事例

- 町村役場は、地域の相談機関として住民に認知されていることから、相談事例ごとに法の施行主体である都道府県と町村役場が連携を図っている。
- 定期的な相談機関と町村との連絡会の開催や、支援調整会議の構成メンバーとしての位置づけ等を通じて、実施事業や支援状況の共有を図っている。

長野県

H27年度実績

新規相談件数 11.4件
プラン作成率 54%
対象地区人口 44.5万人

- 県内を9郡部に分けて施行を長野県社会福祉協議会に運営委託し、窓口の名称を「まいさぽ〇〇」と統一。県社協は県内の58町村社協と個別に業務委託し、出張相談所を設置。
- 独自のニューズレターにて事業紹介を行うほか、各圏域ごとに、相談機関と役場の定例会の実施、支援調整会議への役場担当者の出席、相談者との面談への同席等を行い、情報共有に努めている。

東京都

H27年度実績

新規相談件数 16.5件
プラン作成率 36%
対象地区人口 8.6万人

<西多摩福祉事務所の取組>

- 管内の4町村について「西多摩くらしの相談センター」を設置し、NPO法人に運営委託。毎週、曜日ごとに管内町村内において定期出張相談窓口を開設している。(利便性から役場外で実施するが、会場確保は各役場が行う)
- 年2回、福祉事務所と事業受託者が各町村を訪問し、事業の実施状況、今後の課題等の報告を行う。

佐賀県

H27年度実績

新規相談件数 12.8件
プラン作成率 17%
対象地区人口 14.8万人

- 県内の10町について「佐賀県生活自立支援センター」を設置し、佐賀県社会福祉士会に運営委託。
- 各町ごとの相談支援員担当制を敷き、各役場の担当者との連携(例:相談の第一次窓口、相談場所の確保、ネットワーク実務者会議での情報共有)
- 支援調整会議のメンバーとして、支援対象者の居住地の役場担当者(福祉、教育、税部門など)の参加を前提としている。

○ 他分野において、都道府県と基礎自治体が連携して個別支援に取り組む事例が見られる。

愛媛県虐待対応専門職チームの事例

(これまでの経過)

- H18年の高齢者虐待防止法成立を受け、愛媛弁護士会と愛媛県社会福祉士会、愛媛県の有志で事例検討会を重ね、平成20年に両会で高齢者虐待対応専門職チームの設置・連携に関する協定書を締結。
- H21. 11月より契約した市町村を対象に実施。
- H27年度からチーム名の「高齢者」を外し、障害者、児童、DVも含めて活動している。

(ポイント)

- 高齢者虐待の発生要因は複雑であり、その解決・防止のためにはソーシャルワークや法的な側面からの専門知識が必要であり、県が専門職チームと協働して市町の支援体制を構築。
- チームは市町からの派遣要請に応じ、派遣先へのスーパーバイズを意識しながら会議、研修、事例検討等でアドバイスを実施。市町が事案に対応できるシステムや力量を自らのものとする(派遣者が自ら解決しない)よう留意している。

千葉県中核地域生活支援センターの事例

(これまでの経過)

- 対象者横断的な施策展開の推進の一環として、24時間365日体制で福祉サービスのコーディネーター、福祉の総合相談、権利擁護等を行う「中核地域生活支援センター」を平成16年度に設置。
- 健康福祉センターの所管区域ごとにセンターを設置し、社会福祉法人等が事業を受託。(県内13箇所)
- H27年度の相談件数(延べ)は約8.7万件。

(ポイント)

- 福祉、生活「なんでも」相談、「誰でも対応」、24時間365日「いつでも」対応を掲げ、個別の相談事業をベースとしつつ、必要に応じて資源を作り、ネットワークを立ち上げる支援を実施。
- 個別の支援は基礎自治体の担当部門や地域の関係機関と役割分担しながら、センターも相談者に寄り添って伴走支援を行う。
- 各区域の関係機関と課題を共有する連絡調整会議、県と中核センターが情報共有する連絡協議会を開催。